

12 産業振興等に係る地方税の減免額に関する調

区 分	低工法等に基づく地方交付税の基準財政収入額の控除の対象となる減免額（千円）										
	低工法	首都圏法、 近畿圏法、 及び中部圏法	過疎法	地方拠点法	沖縄振興法	半島振興法	企業立地法	地域未来 投資促進法	関西学研法	多極分散法	山村法
個人事業税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人事業税	0	0	405	0	0	208	0	0	0	0	0
不動産取得税	0	0	2,775	0	0	1,893	0	96,633	0	0	0
固定資産税（特例分）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	3,180	0	0	2,101	0	96,633	0	0	0

区 分	低工法等に基づく地方交付税の基準財政収入額の控除の対象となる減免額（千円）								
	離島法	特定農 山村法	ベイエリア 法	リゾート法	奄振法	水特法	原発地域 振興法	地域 再生法	計 ①
個人事業税	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人事業税	0	0	0	0	0	0	0	0	613
不動産取得税	0	0	0	0	0	0	0	3,697	104,998
固定資産税（特例分）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	3,697	105,611

区 分	その他の減免額（千円）			合計（千円） ①+②
	低工法等によ る財政措置の 適用地区に係 るもの	その他のもの	計 ②	
個人事業税	0	0	0	0
法人事業税	0	0	0	613
不動産取得税	0	0	0	104,998
固定資産税（特例分）	0	0	0	0
計	0	0	0	105,611